

# 「LEC 2012年似ていてちょっと違うところスッカリ講座」テキストから 第44回本試験【択一式】雇用法の出題が**論点的中**しました！！



## LEC教材掲載内容(抜粋)

※実際の教材では赤字にはなっていません。

似ていてちょっと違うところスッカリ講座 p.118 (RU12661)

### ○国民年金法の被保険者の届出

※死亡日から7日以内に戸籍法の規定による死亡の届出をした  
→住基ネットでの死亡確認ができるため、死亡の届出は不要

被保険者の種類	第1号被保険者	第3号
届出先	市町村長	厚生労働
資格取得届		
資格喪失届		
種別変更届		
死亡の届出※		
被保険者氏名・住所変更届		
種別確認届		

被保険者が死亡又は60歳に達したことによる資格喪失の届出は不要

14日以内

第3号被保険者の配偶者(=第2号被保険者)の保険者が変更したとき  
厚生年金⇄共済組合等、共済組合等→他の共済組合等

※第2号被保険者については、国民年金法の届出の規定は適用されない。

例) →1号・3号から2号に種別変更した=種別変更届は不要

## 本試験出題はこうでした！

### 択一式 国年法 問1 E肢

E 住民基本台帳法の規定により本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、受給権者の死亡の日から7日以内に当該受給権者に係る戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、国民年金法の規定による死亡の届出は要しない。

(⇒○)

的中!